

議案第75号

訴えの提起について

下記のとおり訴えを提起するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

令和3年8月31日提出

沼田市長 横山 公一

記

1 相手方

市営住宅十二木団地入居者の相続人4名

2 請求の趣旨

- (1) 相手方に対し滞納家賃等の支払いを求めるもの
- (2) 相手方に対し残置物の撤去を求めるもの
- (3) 相手方に対し訴訟費用の負担を求めるもの

3 事件の概要

市営住宅十二木団地の入居者は、再三の納入督促にもかかわらず長期にわたり家賃を滞納していた。また、入居者と同居の妻は、住民登録を当該団地としたまま市外に居住地を移していたことから、市営住宅の明渡しを指導していた。

その後、令和2年9月14日、入居者が死亡したため、妻に明渡しを指導したところ、令和3年3月30日、返還日を同年5月31日とする市営住宅返還届が提出された。

しかし、住宅内の残置物については相続人である妻のほか、子3名へも指導を行ってきたが、撤去されなかった。

以上により、相続人4名に滞納家賃等の支払及び残置物の撤去を求める訴えを提起するものである。

4 訴訟遂行の方針

訴えにおいて、上記内容が容認されないときは、上訴するものとする。